

# 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（案）の概要

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

## 1 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第28条第1項において、法第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な業種又は作業ごとの技術上の指針を公表することとされている。
- 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第577条の2第2項において、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）以下としなければならないと規定されているところ、当該濃度基準値の適用等に関する技術上の指針（以下「技術上の指針」という。）を法第28条第1項に基づき定めているところである。
- 今般、「令和6年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書」（令和7年3月18日公表）を踏まえ、新たに濃度基準値が設定された物質（78物質）及び発がん性が明確であるため濃度基準値が設定できないとされた物質（2物質）について、測定方法を追加するほか、酢酸－セカンダリーブチルを酢酸ブチルに追加する。
- また、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第35号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第12号）により、リスクアセスメント対象物から削除されたりん酸トリフェニルを技術上の指針から削除する。

## 2 改正の概要

別添新旧対照表の通り、

- （1）新たに濃度基準値が設定された78物質及び発がん性が明確であるため濃度基準値が設定できないとされた2物質（2－ニトロプロパン及びブロモエチレン）について、別表1に当該物質の測定方法を追加する。
- （2）新たに濃度基準値が設定された78物質については別表2に当該物質の濃度基準値を追加し、発がん性が明確であるため濃度基準値が設定できないとされた2物質（2－ニトロプロパン及びブロモエチレン）については別表2に当該物質を追加し、濃度基準値を設定できない旨記載する。
- （3）別表1及び別表2中酢酸ブチルに酢酸－セカンダリーブチルを追加する。
- （4）りん酸トリフェニルを別表1及び別表2から削除する。

## 3 根拠法令

法第28条第1項

## 4 適用期日等

公示日：令和7年6月下旬（予定）

適用期日：（1）～（3）は令和8年10月1日、（4）は令和9年4月1日